



報道発表資料の配付日時 5月18日(木) 14時00分

発表項目 (行事名)	「禁煙週間」及び「歯と口の健康週間」合同パネル展について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p><b>【世界禁煙デー・禁煙週間】</b> たばこは肺がんをはじめ多くの疾患の危険因子であることから、その対策は重要である。また、令和2年(2020年)4月1日に改正健康増進法が全面施行され、多数の方が利用する施設は原則屋内禁煙となったことから、受動喫煙対策を進める必要がある。さらに、令和4年(2022年)4月1日から成人年齢が引き下げられた一方で、喫煙に関する年齢制限については引き続き20歳以上とされており、喫煙開始年齢と健康影響の関係について、特に若年者への普及啓発が重要となっている。これらを踏まえ、「たばこの健康影響を知ろう！～望まない受動喫煙のない社会を目指して～」を禁煙週間のテーマとし、禁煙及び受動喫煙防止の普及啓発を積極的に行うものである。</p> <p><b>【歯と口の健康週間】</b> 歯と口の健康について、正しい知識の普及啓発をするとともに、歯科疾患の予防に関する適切な習慣の定着、併せてその早期発見及び早期治療等の徹底により歯の寿命を延ばし、健康の保持増進に寄与することを目的とする。</p> <p>パネル展 ○日時 令和5年(2023年)5月22日(月)14:00～6月9日(金)16:00 ○場所 むろらん広域センタービル 1階ロビー ○内容 ポスター掲示、パンフレット等配布</p>		
参考			

報道(取材)に当たってのお願い	住民に健康づくりの意識を高めていただきたいので、積極的な取材・報道をお願いします。		
他のクラブとの関係	同時配付	同時レク	(場所)

担当 (連絡先)	北海道胆振総合振興局保健環境部保健行政室(北海道室蘭保健所) 企画総務課長 黒坂 電話:0143-24-9526(直通)		
-------------	---	--	--

## 令和5年度「禁煙週間」実施要綱

### 1 名称

令和5年度「禁煙週間」

### 2 趣旨

喫煙が健康に与える影響は大きい上、受動喫煙の危険性やニコチンの依存性を踏まえると、喫煙習慣は個人の嗜好にとどまらない健康問題であり、生活習慣病を予防する上で、たばこ対策は重要な課題になっている。

世界保健機関（WHO）は、昭和45年にたばこ対策に関する初めての世界保健総会決議を行い、平成元年には5月31日を「世界禁煙デー」と定め、喫煙しないことが一般的な社会習慣となることを目指した「たばこか健康かに関する活動計画」を開始した。厚生労働省においても、平成4年から世界禁煙デーに始まる1週間を「禁煙週間」として定め、各種の施策を講じてきたところである。

これらも踏まえ、国民健康づくり運動プランである「健康日本21（第二次）」やがん対策推進基本計画においては「喫煙率の減少」を指標の1つとして設定しており、喫煙による健康影響を周知することが重要である。また、望まない受動喫煙の防止を図るために、健康増進法の一部を改正する法律が令和2年4月に全面施行されたところであり、受動喫煙対策をより一層推進していく必要がある。

令和5年度は、「健康日本21（第二次）」の最終評価や健康増進法の改正内容について一層の周知啓発が必要であることを踏まえ、「たばこの健康影響を知ろう！～望まない受動喫煙のない社会を目指して～」を禁煙週間のテーマとし、禁煙及び受動喫煙防止の普及啓発を積極的に行うものである。

### 3 禁煙週間のテーマ

たばこの健康影響を知ろう！～望まない受動喫煙のない社会を目指して～

### 4 期間

令和5年5月31日（水）から令和5年6月6日（火）まで

### 5 主唱（予定）

厚生労働省、（公社）日本医師会、（公社）日本歯科医師会、（公社）日本薬剤師会、（公社）日本看護協会

### 6 禁煙週間に係る取組の実施

#### （1）厚生労働省における取組

厚生労働省、施設等機関及び地方支分部局は、たばこ対策関係省庁と連携し、次の事業を実施し、喫煙の危険性や禁煙の重要性等について、国民一人一人が身近な問題として捉え、継続して取り組んでいけるようにたばこ対策の推進を図る。

ア たばこ健康に関する正しい知識の普及

- ・厚生労働省ホームページ等における世界禁煙デー及び禁煙週間の情報提供
- ・本週間用ポスターの作成、配布及び掲示

- ・関係省庁や関係機関等に対し、本週間用ポスターの掲示を要請
- ・世界禁煙デー記念イベントの開催（東京）
- イ 公共の場・職場における受動喫煙防止対策
  - ・関係機関等を通じ、公共の場・職場における受動喫煙対策の取組を推進
  - ・関係省庁や関係機関等に対し、施設内における受動喫煙対策の実施について協力を要請
  - ・関係団体等に対し、受動喫煙防止の普及啓発用チラシを配布し、受動喫煙対策の実施について協力を呼びかける。

## （２）地方自治体における取組

都道府県及び市町村（特別区を含む。）は、次のような事業の実施を図り、地域におけるたばこ対策の推進を図る。

なお、事業の実施に当たっては、地域の保健医療関係者等と積極的に連携を図るものとする。

- ア たばこと健康に関する正しい知識の普及
  - ・テレビ、ラジオ、広報誌等による広報活動の実施
  - ・本週間用ポスターの配布及び掲示  
(ポスターの掲示については、20歳未満の喫煙防止や受動喫煙防止に効果的な場所を選ぶなどの配慮をすること。)
  - ・シンポジウム、講演会、パネル展示会等の開催
  - ・禁煙シール等の配布、公用車等への貼附による普及啓発
- イ 20歳未満の者の喫煙防止対策
  - ・児童・生徒を対象としたたばこの健康への影響に関する知識についての講習会等の実施
- ウ 公共の場・職場における受動喫煙防止対策
  - ・庁舎内における受動喫煙防止対策の徹底（庁舎内全面禁煙等）
  - ・関係機関を通じ、公共の場・職場における受動喫煙対策の取組を推進
  - ・管内公共施設等の分煙状況調査及び結果を基にした訪問指導の実施
- エ 禁煙支援
  - ・保健所、市町村保健センターにおける喫煙者への禁煙相談、禁煙指導の実施
  - ・医療保険者の保健事業実施担当者、事業所の安全衛生担当者等の協力を得て、職場における喫煙者への禁煙相談、禁煙指導の実施（健診会場での実施等）
  - ・禁煙普及員の養成及び周知

## 令和5年度 歯と口の健康週間実施要領

### 1 目的

この週間は、歯と口の健康に関する正しい知識を道民に対して普及啓発するとともに、歯科疾患の予防に関する適切な習慣の定着を図り、併せてその早期発見及び早期治療等を徹底することにより歯の寿命を延ばし、もって道民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

### 2 標語

手に入れよう 長生きチケット 歯みがきで

### 3 本年度の重点目標

生きる力を支える歯科口腔保健の推進

～生涯を通じた8020運動の新たな展開～

歯と口は道民が健康に生きていく力を支えるものであり、歯科疾患の予防や歯と口の健康を保持する取り組みを進める必要があることから、「生きる力を支える歯科口腔保健の推進」を重点目標とする。

### 4 実施期間

令和5年（2023年）6月4日（日）～令和5年（2023年）6月10日（土）までとする。

### 5 主催

北海道、保健所設置市、北海道教育委員会、市町村教育委員会、一般社団法人北海道歯科医師会、郡市区歯科医師会

### 6 協力

一般社団法人北海道歯科衛生士会  
公益社団法人北海道歯科技工士会

### 7 実施方法

#### (1) 広報機関等による普及・啓発

主催者は相互に連絡を取り、自己の広報機関を活用するとともに、報道機関へ各種資料を提供すること等により、「週間」の普及・啓発を図る。

#### (2) 各種催物等の開催

講習会、講演会、映画会、スライドフォーム、展示会等を開催して、「週間」の趣旨の理解を図る。

#### (3) 口腔診査と歯科保健指導・相談等の実施

保健所、市町村保健センター、保育所、幼稚園、学校、事業所、病院、口腔保健センター、診療所等において実施する。

実施にあたっては、地域の歯科診療所の歯科医師（かかりつけ歯科医師）等との連携の下に行われることが望ましい。

#### (4) 標語、作文、絵画等の募集

児童・生徒から広く募集して、「週間」の趣旨を地域社会に普及・啓発を図る。

#### (5) その他

(1)～(4)に掲げるもののほか、それぞれの地方の実情に応じた適切な事業を創意工夫して実施する。